

資 料 一 覧

大阪市屋外広告物審議会規則	(資料 1)
屋外広告物法	(資料 2)
大阪市屋外広告物条例	(資料 3)
大阪市屋外広告物条例施行規則	(資料 4)
屋外広告物に関するガイドプラン	(資料 5)
長堀通広告物景観形成地区基本計画	(資料 6)
大川通広告物景観形成地区基本計画	(資料 7)
「地域における公共的な取組に要する費用への充当を 目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」 (平成20年3月25日国道利第24号)	(資料 8)
バナー許可事例等	(資料 9)

(資 料 2)

屋 外 広 告 物 法

制定	昭和24年 6 月 3 日法律第189号
改正	昭和25年 5 月30日法律第214号
改正	昭和27年 4 月 5 日法律第 71号
改正	昭和29年 5 月29日法律第131号
改正	昭和31年 6 月12日法律第148号
改正	昭和37年 9 月15日法律第161号
改正	昭和38年 5 月24日法律第 92号
改正	昭和39年 7 月11日法律第169号
改正	昭和43年 6 月15日法律第101号
改正	昭和45年 6 月 1 日法律第109号
改正	昭和48年 9 月17日法律第 81号
改正	昭和50年 7 月 1 日法律第 49号
改正	平成 4 年 6 月26日法律第 82号
改正	平成 6 年 6 月29日法律第 49号
改正	平成11年 7 月16日法律第 87号
改正	平成16年 5 月28日法律第 61号
改正	平成16年 6 月18日法律第111号
改正	平成17年 7 月15日法律第 83号
改正	平成17年 7 月26日法律第 87号

目 次

第1章 総則（第1条・第2条）	
第2章 広告物等の制限（第3条―第6条）	
第3章 監督（第7条・第8条）	
第4章 屋外広告業	
第1節 屋外広告業の登録等（第9条―第11条）	
第2節 登録試験期間（第12条―第25条）	
第5章 雑則（第26条―第29条）	
第6章 罰則（第30条―第34条）	
附則	

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

第2章 広告物等の制限

(広告物の表示等の禁止)

第3条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第143条第2項に規定する条例の規定により市町村が定める地域
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域
- (4) 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの
- (5) 公園、緑地、古墳又は墓地
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

- (1) 橋りょう
- (2) 街路樹及び路傍樹
- (3) 銅像及び記念碑
- (4) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

(広告物の表示等の制限)

第4条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

（広告物の表示の方法等の基準）

第5条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第3条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

（景観計画との関係）

第6条 景観法第8条第1項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体（同法第7条第1項の景観行政団体をいう。以下同じ。）の前3条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

第3章 監督

（違反に対する措置）

第7条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第3条から第5条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条から第6条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができ

る状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

(1) 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

(2) 管理されずに放置されていることが明らかとなるとき。

（除却した広告物等の保管、売却又は廃棄）

第8条 都道府県知事は、前条第2項又は第4項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

(1) 前条第4項の規定により除却された広告物 2日以上で条例で定める期間

(2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月以上で条例で定める期間

(3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間以上で条例で定める期間

4 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。

5 第3項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

6 前条第2項及び第4項並びに第1項から第3項までに規定する広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等（前条第2項に規定する措置を命ずべき者を含む。）に負担

させることができる。

- 7 第2項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した広告物又は掲出物件（第3項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、当該広告物又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。

第4章 屋外広告業

第1節 屋外広告業の登録等

（屋外広告業の登録）

第9条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとすることができる。

第10条 都道府県は、前条の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 登録の有効期間に関する事項
- (2) 登録の要件に関する事項
- (3) 業務主任者の選任に関する事項
- (4) 登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項
- (5) その他登録制度に関し必要な事項

2 前条の条例は、前項第1号から第4号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従って定めなければならない。

- (1) 前項第1号に規定する登録の有効期間は、5年であること。
- (2) 前項第2号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとする。

イ 当該条例の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者

ロ 屋外広告業を営む法人が当該条例の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しない者

ハ 当該条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ニ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからニまでのいずれかに該当するもの

ヘ 法人でその役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

ト 業務主任者を選任していない者

3 前項第3号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする者にあつては営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者となるべき者を選任するものとし、登録を受けた者にあつては当該業務主任者に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行

わせるものとする。

イ 国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

ロ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県の行う講習会の課程を修了した者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして条例で定める者

4 前項第四号の登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項は、登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

イ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

ロ 第2号ロ又は二からトまでのいずれかに該当することとなつたとき。

ハ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

（屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告）

第11条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

第2節 登録試験機関

（登録）

第12条 第10条第2項第3号イの規定による登録は、同号イの試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第13条 次の各号のいずれかに該当する法人は、第10条第2項第3号イの規定による登録を受けることができない。

(1) この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者であること。

(2) 第25条第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。

(3) その役員のうちに、第1号に該当する者があること。

（登録の基準）

第14条 国土交通大臣は、第12条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第10条第2項第3号イの規定による登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

(1) 試験を別表の上欄に掲げる科目について行い、当該科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試験委員が問題の作成及び採点を行うものであること。

(2) 試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

イ 試験事務について専任の管理者を置くこと。

ロ 試験事務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書が作成されていること。

ハ ロの文書に記載されたところに従い試験事務の管理を行う専任の部門を置くこと。

(3) 債務超過の状態にないこと。

（登録の公示等）

第 15 条 国土交通大臣は、第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による登録をしたときは、当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

2 登録試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の 2 週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（役員の選任及び解任）

第 16 条 登録試験機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（試験委員の選任及び解任）

第 17 条 登録試験機関は、第 14 条第 1 号の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（秘密保持義務等）

第 18 条 登録試験機関の役員若しくは職員（前条の試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（試験事務規程）

第 19 条 登録試験機関は、国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第 20 条 登録試験機関は、毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第 33

条において「財務諸表等」という。)を作成し、5年間登録試験機関の事務所に備えて置かなければならない。

2 試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

(1) 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

(2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求

(3) 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(帳簿の備付け等)

第21条 登録試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(適合命令)

第22条 国土交通大臣は、登録試験機関が第14条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第23条 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(試験事務の休廃止)

第24条 登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の取消し等)

第25条 国土交通大臣は、登録試験機関が第13条第1号又は第3号に該当するに至つたときは、当該登録試験機関の登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対して、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 第 15 条第 2 項、第 16 条、第 17 条、第 20 条第 1 項、第 21 条又は前条第 1 項の規定に違反したとき。
 - (2) 正当な理由がないのに第 20 条第 2 項各号の規定による請求を拒んだとき。
 - (3) 第 19 条第 1 項の規定による認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。
 - (4) 第 19 条第 2 項又は第 22 条の規定による命令に違反したとき。
 - (5) 不正な手段により第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による登録を受けたとき。
- 3 国土交通大臣は、前 2 項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第 5 章 雑則

(特別区の特例)

第 26 条 この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、特別区においては、政令で定めるところにより特別区の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

(大都市等の特例)

第 27 条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(景観行政団体である市町村の特例)

第 28 条 都道府県は、地方自治法第 252 条の 17 の 2 の規定によるもののほか、第 3 条から第 5 条まで、第 7 条又は第 8 条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村（指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

(適用上の注意)

第 29 条 この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第 6 章 罰則

第 30 条 第 18 条第 1 項の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金

に処する。

第 31 条 第 25 条第 2 項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、1 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。

第 32 条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、300,000 円以下の罰金に処する。

- (1) 第 21 条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- (2) 第 23 条第 1 項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (3) 第 24 条第 1 項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

第 33 条 第 20 条第 1 項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第 2 項各号の規定による請求を拒んだ者は、200,000 円以下の過料に処する。

第 34 条 第 3 条から第 5 条まで及び第 7 条第 1 項の規定に基づく条例には、罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。

別表（第 14 条関係）

科 目	1 この法律、この法律に基づく条例その他関係法令に関する科目	2 広告物の形状、色彩及び意匠に関する科目	3 広告物及び掲出物件の設計及び施工に関する科目
試 験 委 員	1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（以下「大学」という。）において行政法学を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 2 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	1 大学において美術若しくはデザインを担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 2 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	1 大学において建築学を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 2 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して 90 日を経過した日から施行する。
- 2 広告物取締法（明治 44 年法律第 70 号）は、廃止する。
- 3 この法律施行前にした広告物取締法に違反する行為に対する罰則の適用に関しては、なお、従前の例による。

附 則（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）抄
（施行期日）

第 113 条 この法律施行の期日は、公布の日から起算して 3 箇月をこえない期間内において、政令で定める。

附 則（昭和 27 年 4 月 5 日法律第 71 号）
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 29 年 5 月 29 日法律第 131 号）抄

- 1 この法律は、昭和 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 31 年 6 月 12 日法律第 148 号）

- 1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和 31 年法律第 147 号）の施行の日から施行する。
- 2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に関し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律（昭和 31 年法律第 147 号）附則第 4 項及び第 9 項から第 15 項までに定めるところによる。

附 則（昭和 37 年 9 月 15 日法律第 161 号）抄

- 1 この法律は、昭和 37 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 38 年 5 月 24 日法律第 92 号）

この法律は、公布の日から起算して 90 日を経過した日から施行する。

附 則（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 169 号）抄
（施行期日）

- 1 この法律は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 101 号）抄

この法律（第 1 条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

附 則（昭和 45 年 6 月 1 日法律第 109 号）抄
（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して 1 年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和 48 年 9 月 17 日法律第 81 号）

この法律は、公布の日から起算して 90 日を経過した日から施行する。

附 則（昭和 50 年 7 月 1 日法律第 49 号）抄
（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して 3 箇月を経過した日から施行する。

附 則（平成 4 年 6 月 26 日法律第 82 号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(屋外広告物法等の一部改正に伴う経過措置)

第18条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、この法律の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、この法律による改正前の次に掲げる法律の規定は、なおその効力を有する。

- (1) 屋外広告物法
- (2) 土地収用法
- (3) 駐車場法
- (4) 新住宅市街地開発法
- (5) 新都市基盤整備法
- (6) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法

附 則 (平成6年6月29日法律第49号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律中、第1章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成6年法律第48号)中地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第12章の改正規定の施行の日から、第2章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第3編第3章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成11年7月16日法律第87号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中地方自治法第250条の次に5条、節名並びに2款及び款名を加える改正規定(同法第250条の9第1項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第40条中自然公園法附則第9項及び第10項の改正規定(同法附則第10項に係る部分に限る。)、第244条の規定(農業改良助長法第14条の3の改正規定に係る部分を除く。))並びに第472条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第6条、第8条及び第17条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第7条、第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第4項及び第5項、第73条、第77条、第157条第4項から第6項まで、第160条、第163条、第164条並びに第202条の規定 公布の日

(国等の事務)

第159条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第161条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第160条 この法律(附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第163条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に

係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第2条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第161条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第162条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第163条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第164条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

- 2 附則第18条、第51条及び第184条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第250条 新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第1に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第251条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第252条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成 16 年 5 月 28 日法律第 61 号）抄
（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 16 年 6 月 18 日法律第 111 号）抄
（施行期日）

第 1 条 この法律は、景観法（平成 16 年法律第 110 号）の施行の日から施行する。ただし、第 1 条中都市計画法第 8 条、第 9 条、第 12 条の 5 及び第 13 条の改正規定、第 3 条、第 5 条、第 7 条から第 10 条まで、第 12 条、第 16 条中都市緑地法第 35 条の改正規定、第 17 条、第 18 条、次条並びに附則第 4 条、第 5 条及び第 7 条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。

（屋外広告物法の一部改正に伴う経過措置）

第 3 条 この法律の施行前に第 4 条の規定による改正前の屋外広告物法（以下「旧屋外広告物法」という。）第 7 条第 1 項の規定により命ぜられた措置については、第 4 条の規定による改正後の屋外広告物法（以下「新屋外広告物法」という。）第 7 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧屋外広告物法第 8 条及び第 9 条の規定に基づく条例（以下この条において「旧条例」という。）を定めている都道府県（旧屋外広告物法第 13 条の規定によりその事務を処理する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市を含む。）が、新屋外広告物法第 9 条の規定に基づく条例（以下この条において「新条例」という。）を定め、これを施行するまでの間は、旧屋外広告物法第 8 条、第 9 条及び第 14 条（第 9 条第 2 項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

3 新条例には、新条例の施行の際現に屋外広告業を営んでいる者（新条例の施行の日の前日まで旧条例が適用される場合にあつては、新条例の施行の際現に旧条例の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者）については、新条例の施行の日から 6 月以上で条例で定める期間（当該期間内に新条例の規定に基づく登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間）は、新条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる旨を定めなければならない。この場合においては、併せて、その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする旨を定めなければならない。

4 新条例には、新条例の施行の際現に旧屋外広告物法第 9 条第 1 項に規定する講習会修了者等である者について、新条例に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす旨を定めなければならない。

5 この法律の施行前に国土交通大臣が定める試験に合格した者は、新屋外広告物法第 10 条第 2 項第 3 号イの試験に合格した者とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第 5 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第 6 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成 17 年 7 月 15 日法律第 83 号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成17年7月26日法律第87号）抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

(資料 8)

国 道 利 第 2 4 号
平成 2 0 年 3 月 2 5 日

各地方整備局道路部長
北海道開発局建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構総務部長

} 殿

国土交通省道路局
路 政 課 長

地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の
道路占用の取扱いについて

地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについては、「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」(平成 2 0 年 3 月 2 5 日付け国道利第 2 2 号。以下「2 2 号通達」という。)に定められているところであるが、2 2 号通達の趣旨に従い、今般標準的な取扱例を別紙のとおり作成したので、下記の事項に留意の上、運用上の参考とされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済であるので、念のため申し添える。

記

1 本取扱例は、2 2 号通達に基づく広告物の占用の許可に当たっての道路管理者としての標準取扱例として作成したものであり、直接に許可基準となるものではない。また、広告物の表示の内容、大きさ等に関する事項については、他の規制との関連等を十分に踏まえ、2 2 号通達別紙 3 (1) の連絡協議会において、必要に応じて定めることとされたい。

なお、2 2 号通達別紙 3 (1) の広告物の取扱方針において、それぞれの地域の状況に応じ、本取扱例と異なる取扱いを定めることは差し支えないことに留意されたい。

2 本取扱の実施状況を把握するため、2 2 号通達別紙 3 (1) の広告物の取扱方針を策定した場合には、当分の間、本省道路局路政課へ通知願いたい。

3 本通知は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱例

1 街灯等占用物件に添加する広告物の取扱例

(1) 広告料の充当対象とする地域活動等の内容と活動主体等

広告料の充当対象とする地域活動等は、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等の観点から、地方公共団体、公共交通事業者、特定非営利活動法人、商店街組織、自治会等が道路管理者から占用許可を得て行う次に掲げる工作物、物件又は施設（以下「利便工作物等」という。）の整備又は維持管理とする。

① 街灯その他道路法施行令第16条の2各号で定められている工作物又は施設（利便工作物）

② 自転車駐車器具、アーケードその他道路上に設置することにより、当該道路の利用者の利便の増進にも資すると認められる工作物、物件又は施設

(2) 広告物の形態

対象とする広告物は、利便工作物等に対して、協賛者、寄贈者等の名称、商標、商品名等（以下「協賛者名等」という。）を表示する看板等を添加する形態のものとする。

(3) 広告物の占用主体

原則として、広告物を添加する利便工作物等の占用主体が新規に占用許可申請を行うものとする。ただし、利便工作物等の占用主体が広告物の添加に関し同意していることを書面等により確認できる場合には、この限りでない。

(4) 占用の期間

異なる占用主体が交替で広告物を設置することを前提とする場合等には、必要に応じ、占用の期間を短期に設定するものとする。また、占用の期間は、原則として、広告物を添加する利便工作物等の占用の期間の終期を限度とする。

(5) 広告物の設置場所、構造等

(ア) 広告物を設置する場所は、原則として、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。

(イ) 広告物を道路上につき出して設置する場合には、道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離が4.5m以上であること。ただし、歩道上においては2.5m以上とすることができる。

(ウ) 利便工作物等に添加する広告物の大きさは、原則として、表示方向から見た場合における当該工作物の幅及び高さを超えないものであること。ただし、街灯に添加するものにあつては、道路上に0.8mを超えてつき出さない範囲において広告物を添加することができる。

(エ) 利便工作物等に広告物を添加する場合には、著しく長大な利便工作物等を除き、原則として当該工作物1個につき1個（街灯にあつては1対）までとする。

(オ) 広告物を設置することにより、利便工作物等の本来の機能若しくは道路景観が著しく損われるおそれがある場合には許可しないものとする。

特に、道路景観の向上を主たる目的に設置される花壇その他道路の緑化のための施設等に添加する広告物については、慎重に取り扱うものとし、許可する場合にも必要最小限の大きさとし、当該施設の協賛者、寄贈者等の名称及び広告料が当該施設の整備又は維持管理に要する費用に充当される旨表示する簡素なものであること。

(例) 花壇その他道路の緑化のための施設等に添加する広告物の表示の大きさは表示方向から見た場合における当該施設等の外郭線内を一平面とみなしたものの大きさの20分の1以下で、かつ、0.5㎡以下であること。

(カ) 広告物は、明らかに車両の運転者に対し訴求するものではないこと。

(キ) 広告物の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損い、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。

(ク) 広告物の構造又は機能は、歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。

(ケ) 広告物の設置方法は、落下等のおそれがないように堅固に設置するほか、広告物が添加される利便工作物等の倒壊、損傷等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。

特に、利便工作物等が老朽化している場合にあっては、広告物を添加することにより倒壊、損傷等のおそれが生じないよう慎重に取扱うものとする。

(コ) 広告物の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものでないことを原則とする。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため、必要と認められる安全策が講じられるものであること。

(6) 占用の許可の条件

広告物の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附することとする。

(ア) 事故時における連絡通報体制に関して変更がある場合には、道路管理者に届け出ること。

(イ) 道路管理者による監督処分等により利便工作物等の移設、撤去等が必要となる事態が生じたときは、当該利便工作物等に添加されている広告物についても同時に移設、撤去等されることを受忍すること。

(ウ) 利便工作物等の占用が廃止されるときは、当該利便工作物等に添加されている広告物も占用を廃止すること。

(エ) 広告物の落下、はく離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。

特に、強風時等においては、広告物の落下等による事故を防止するために広告

物を一時的に撤去するなどの措置を講ずること。

(オ) 広告物の取扱いに関する次の各号に掲げる事項。

- ① 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。
- ② 広告物は、反射材式でないこと。
- ③ 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。
- ④ 広告物は、屋外広告物条例の許可を受けたものであること。

(7) 運用上の留意事項

(ア) 広告物を添加することを主たる目的として利便工作物等を設置することは本取扱いの趣旨とするところではなく、広告物の添加とあわせて利便工作物等の占用がなされる場合には、当該利便工作物等の占用の目的、必要性等を十分に確認すること。

(イ) 広告物の占用許可の申請に際しては、当該広告物を添加する利便工作物等の管理体制、管理の方法等を定めた管理規定等を徴すること。ただし、当該利便工作物等の占用許可に際し、既に管理規定等を徴している場合にあってはこの限りでない。

(ウ) 利便工作物等の占用主体と広告物の占用主体とが異なる場合には、次の各号に掲げる事項について確認すること。

- ① 広告物を添加する利便工作物等を使用する権利は、当該利便工作物等の設置時における費用負担関係を問わず、当該利便工作物等の占用主体が有すること。
- ② 利便工作物等に添加する広告物からの広告料が、当該利便工作物等の整備又は維持管理に要する費用に充当されること。
- ③ 利便工作物等及び広告物の設置又は管理に起因して、道路管理に支障が生じ、又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの占用主体が、その支障の原因関係に応じて責任を負うこと。この場合における各占用主体と道路管理者との間及び占用主体の相互間の連絡通報関係並びに各占用主体における責任の所在が明確であること。
- ④ 道路管理者が利便工作物等の占用主体に対し、監督処分等により利便工作物等の移設、撤去等を命ずる場合には、当該利便工作物等及びこれに添加する広告物の占用主体においても、当該広告物の移設、撤去等を含めてこれに応じる用意があること。
- ⑤ 利便工作物等の占用を廃止するときは、当該利便工作物等に添加する広告物も占用を廃止すること。
- ⑥ 利便工作物等に添加する広告物の占用を廃止する場合における当該利便工作物等の存置の可否及び権利関係について、占用主体双方の協議等により妥当な取扱いが定められること。

(エ) 広告物の占用に当たっては、広告料が地域活動等に要する費用の一部に充当されることを前提とするものであることにかんがみ、占用主体等が、自ら積極的に広告料の収支状況を公開するなど透明性を確保するとともに、広告料が利便工作

物等の整備又は維持管理に要する費用の一部に充当される旨を併せて表示するなど他の道路利用者の理解が得られるよう配慮すること。

2 地域活性化等イベントに伴う広告物の取扱例

(1) 広告料の充当対象とする地域活動等の内容と活動主体等

広告料の充当対象とする地域活動等は、地域の活性化や賑わいの創出等の観点から以下のいずれかの者が実施主体として行うイベント（以下「地域活性化等イベント」という。）とする。

- ① 地方公共団体
- ② 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等
- ③ 地方公共団体が支援するイベント（地方公共団体が支援する理由及び内容並びに当該イベントに係る占用の許可に関する意見を占有許可申請書に付しているもの）の実施主体
- ④ その他連絡協議会において実施主体として適当であると認められた者

(2) 広告物の形態

対象とする広告物は以下のいずれかの形態のものとする。

- (ア) 地域活性化等イベントの実施に伴い、道路管理者から占有許可を得て道路上に設置する工作物、物件又は施設（(イ)に掲げるものを除く。以下「イベント工作物」という。）に対して、協賛者名等を表示する看板等を添加する形態、若しくはイベント工作物に協賛者名等を表示する形態のもの。

(例) 協賛者名を表示する看板を仮設ステージに添加

店名が表示されたオープンカフェ・パラソルの設置

- (イ) 地域活性化等イベントに係る開催時期の告知、会場案内、歓迎装飾等を目的に設置する看板等に協賛者名等を表示する形態のもの。

(例) 協賛者名を表示したイベント開催時期の告知看板の設置

協賛者名を表示した歓迎装飾バナーを利便工作物等に添加

- (ウ) 地域活性化等イベントの実施に伴い、交通規制により車両の通行が行われない道路の区間内かつ時間内であって、もっぱら当該イベントの用に供されていることが明らかである場合に協賛者名等を表示する看板等を設置する形態のもの。

(例) 公道マラソンのコース沿いに協賛者名を表示する看板を設置

パレードのコース沿いに商品名を表示する横断幕を設置

(3) 広告物の占有主体

原則として、地域活性化等イベントの実施主体が新規に占有許可申請を行うものとする。

(4) 占有の期間

占有の期間は、原則として、地域活性化等イベントの開催期間（イベント工作物の設置及び撤去に要する期間を含む。）を限度とする。ただし、当該イベントに係る開催時期の告知、歓迎装飾等を目的に設置される（2）（イ）に該当する広告物であ

って、当該イベントの開催前に設置することにやむを得ない事情があると認められる場合には、この限りでない。

(5) 広告物の設置場所、構造等

- (ア) 広告物を設置する場所は、原則として、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。
- (イ) 広告物を道路上につき出して設置する場合には、道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離が4.5 m以上であること。ただし、歩道上においては2.5 m以上とすることができる。
- (ウ) 広告物の形態が(2)(ア)に該当するものについては、イベント工作物に添加する広告物の大きさが、原則として表示方向から見た場合における当該イベント工作物の幅及び高さを超えないものであること。
- (エ) 広告物の形態が(2)(イ)に該当するものについては、看板等を設置する主たる目的にかんがみ、協賛者名等の表示の大きさは、原則として、表示面積全体の半分を超えないものとする。

なお、地域活性化等イベントに係る開催時期の告知、会場案内、歓迎装飾等を目的に設置する看板等のうち、協賛者名等の表示がない看板等が含まれる場合には、これを(2)(イ)に該当するものと同一の基準のもと取扱うこととして差し支えない。

- (オ) 広告物の形態が(2)(ウ)に該当するものについては、交通規制により車両の通行が行われないことを前提として広告物の設置を認めるものであることから、交通規制が行われる時間内に限り設置されるものであること。
- (カ) 広告物を設置することにより、イベント工作物の本来の機能若しくは道路景観が著しく損われるおそれがある場合には許可しないものとする。
- (キ) 広告物は、明らかに車両の運転者に対し訴求するものではないこと。
- (ク) 広告物の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損い、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。
- (ケ) 広告物の構造又は機能は、歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。
- (コ) 広告物の設置方法は、落下等のおそれがないように堅固に設置するほか、広告物が添加される工作物等の倒壊、損傷等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。

特に、広告物の形態が(2)(ウ)に該当するものについては、沿道に多くの歩行者又は見物者が滞留することが予想されることなどから、歩行者等が接触することによる広告物の倒壊等による事故を防止するための安全策が講じられるものであること。

- (サ) 広告物の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものでないことを原則とする。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため、必要と認められる安全策が講じられるものであること。

(6) 占用の許可の条件

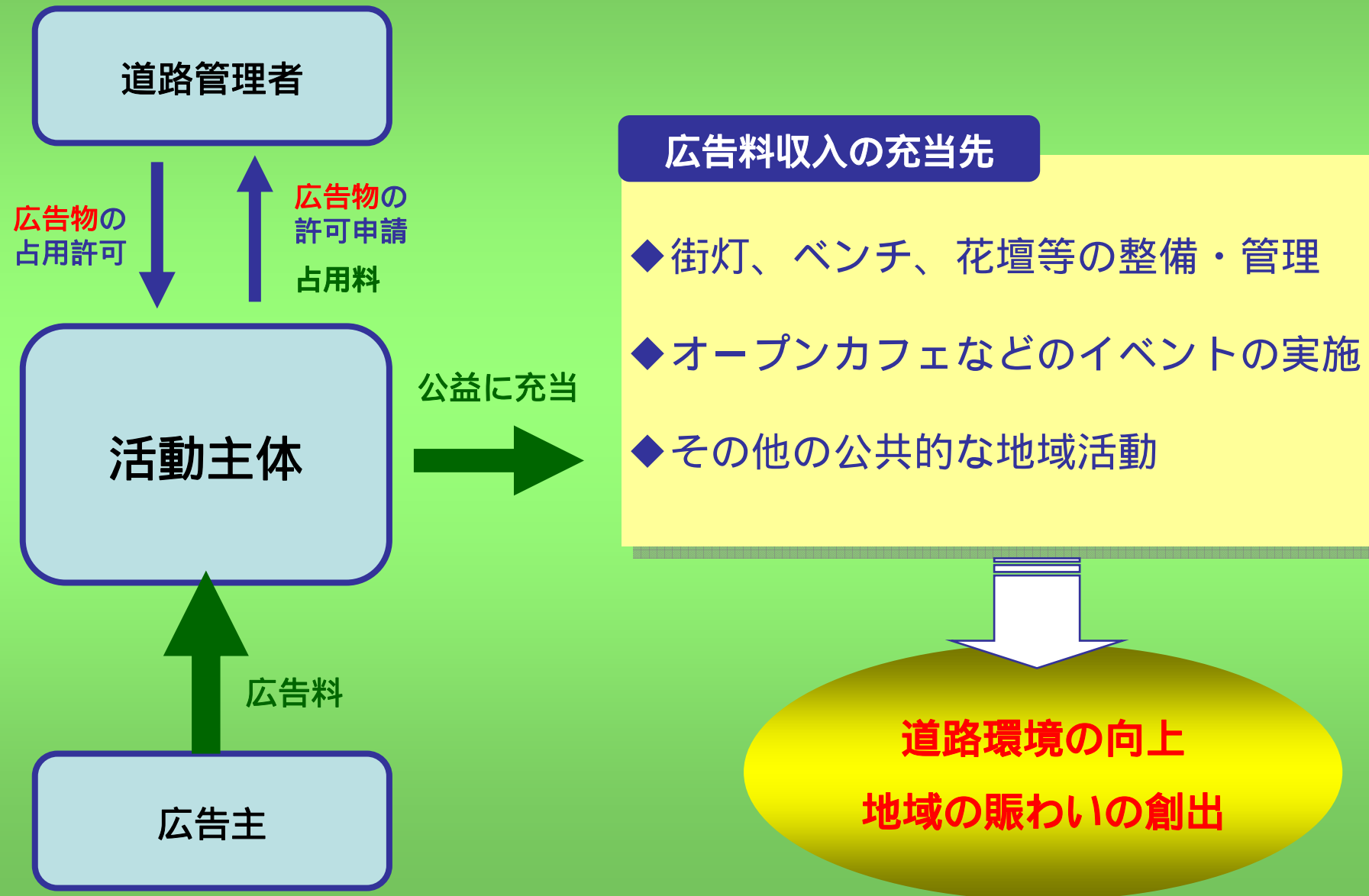
広告物の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附することとする。

- (ア) 事故時における連絡通報体制に関して変更がある場合には、道路管理者に届け出ること。
- (イ) 道路管理者による監督処分等によりイベント工作物の移設、撤去等が必要となる事態が生じたときは、当該イベント工作物に添加されている広告物についても同時に移設、撤去等されることを受忍すること。
- (ウ) イベント工作物の占有が廃止されるときは、当該イベント工作物に添加されている広告物も占有を廃止すること。
- (エ) 広告物の落下、はく離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。
特に、強風時等においては、広告物の落下等による事故を防止するために広告物を一時的に撤去するなどの措置を講ずること。
- (オ) 広告物の取扱いに関する次の各号に掲げる事項。
 - ① 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。
 - ② 広告物は、反射材式でないこと。
 - ③ 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。
 - ④ 広告物は、屋外広告物条例の許可を受けたものであること。

(7) 運用上の留意事項

- (ア) 広告物を添加することを主たる目的としてイベント工作物を設置することは本取扱いの趣旨とするところではなく、広告物の添加とあわせてイベント工作物の占有がなされる場合には、当該イベント工作物の占有の目的、必要性等を十分に確認すること。
- (イ) 広告物の形態が(2)(ア)に該当するもののうち、イベント工作物に協賛者名等を表示する形態のものについては、これを一の占有物件として取扱うものとする。
- (ウ) 広告物の占有に当たっては、広告料が地域活動等に要する費用の一部に充当されることを前提とするものであることにかんがみ、占有主体等が、自ら積極的に広告料の収支状況を公開するなど透明性を確保するとともに、広告料が地域活性化等イベントの開催に要する費用の一部に充当される旨を併せて表示するなど他の道路利用者の理解が得られるように配慮すること。

地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱い



地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱い

地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱いの基本

広告料の公益還元

道路環境の向上のための地域活動や施設整備、道路空間における公共的なイベントの実施その他の地域における公共的な取組みに要する費用の一部に広告料を充当する場合に広告物の占用を可能に。

道路本来機能の確保

道路の有する機能が従前に比べ著しく低下することのないよう既存物件への添加を原則。

連絡協議会

道路交通の安全の確保、道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、実施主体の調整等を図るため、関係機関で構成する連絡協議会を開催し、地域の状況に応じた広告物の取扱方針を策定。

連絡協議会

道路管理者
交通管理者
屋外広告物担当部署
景観担当部署
まちづくり担当部署
⋮

地域特性が反映され
た取扱方針の策定



広告物の取扱方針

- 対象とする区域、道路の部分
- 広告料の充当対象と地域活動の内容
- 設置主体(占用主体)、設置場所、構造
- 表示内容、大きさ
- 広告料収支の公開方法 等

について関係機関等で合意

各地域において取扱方針を策定する際の参考とするための標準取扱例

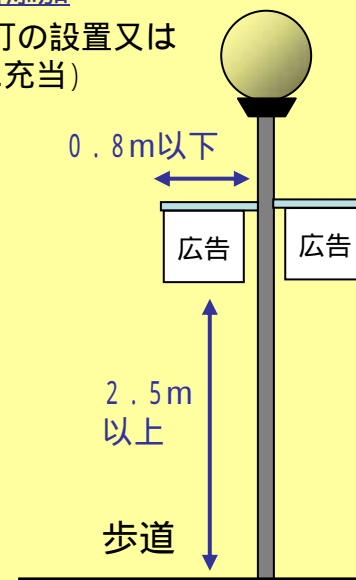
地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱い

街灯、ベンチ等の整備又は維持管理に要する費用への充当を目的とする広告物の取扱い例

- 広告物は必要やむを得ない範囲で認めることとし、原則として1物件につき1個。街灯に あっては1対まで。
- 添加看板等の大きさは、原則として表示方向から見た場合における占用物件の幅及び高さを超えないものとする。ただし、街灯に添加する場合は、突き出し幅を0.8m以下。
- 道路景観の向上を主たる目的に設置される花壇等に添加する広告物については、大きさ等は必要最小限。

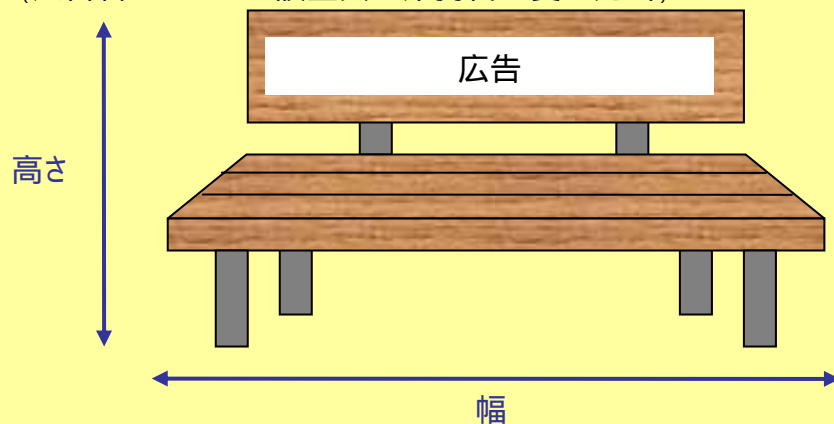
街灯への広告添加

(広告料を街灯の設置又は維持管理費に充当)



ベンチへの広告添加

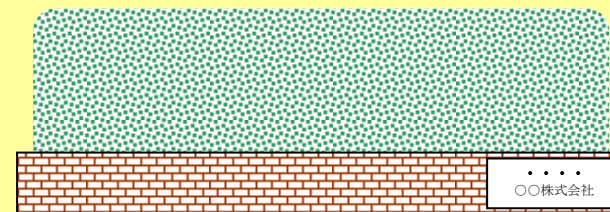
(広告料をベンチの設置又は維持管理費に充当)



花壇等への広告添加

(広告料を花壇等の設置又は維持管理費に充当)

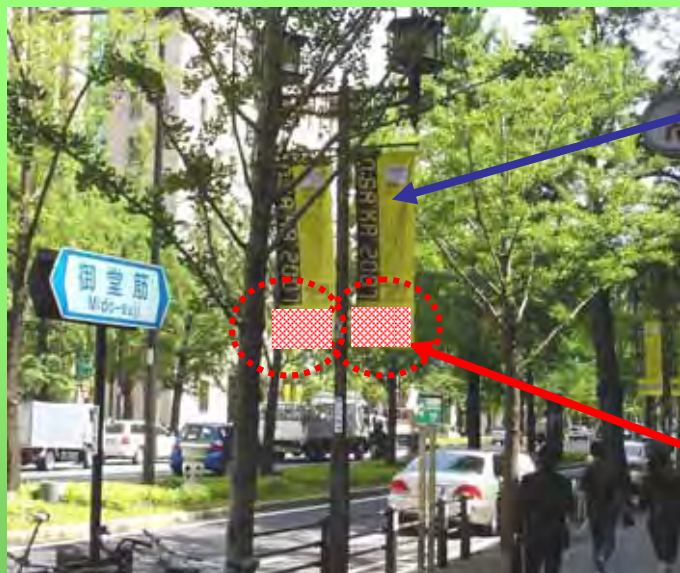
広告の大きさは必要最小限
表示内容は簡素なもの



地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱い

地方公共団体と地域住民等が一体となって道路空間において実施するイベント等に要する費用への充当を目的とする広告物の取扱い例

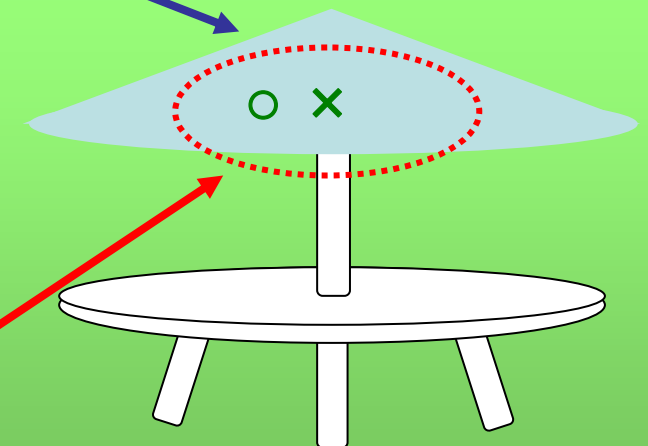
- 地域活性化等イベントに係る開催時期の告知、会場案内、歓迎装飾等を目的に道路上に設置される看板等に協賛者名等を表示する形態
- 地域活性化等イベントの実施に伴い、道路上に占用される工作物等に対して、協賛者名等を表示する形態



世界陸上大阪大会 歓迎装飾バナーの例
© OSAKA2007 LOC

イベントの実施に伴う
物件

イベント協賛者名等を
一部に表示

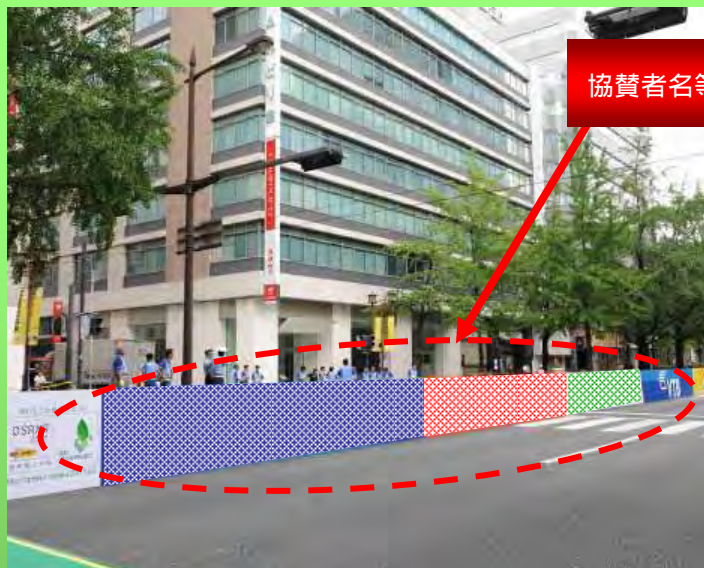


オープンカフェ・パラソルに
商品名等を表示

地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱い

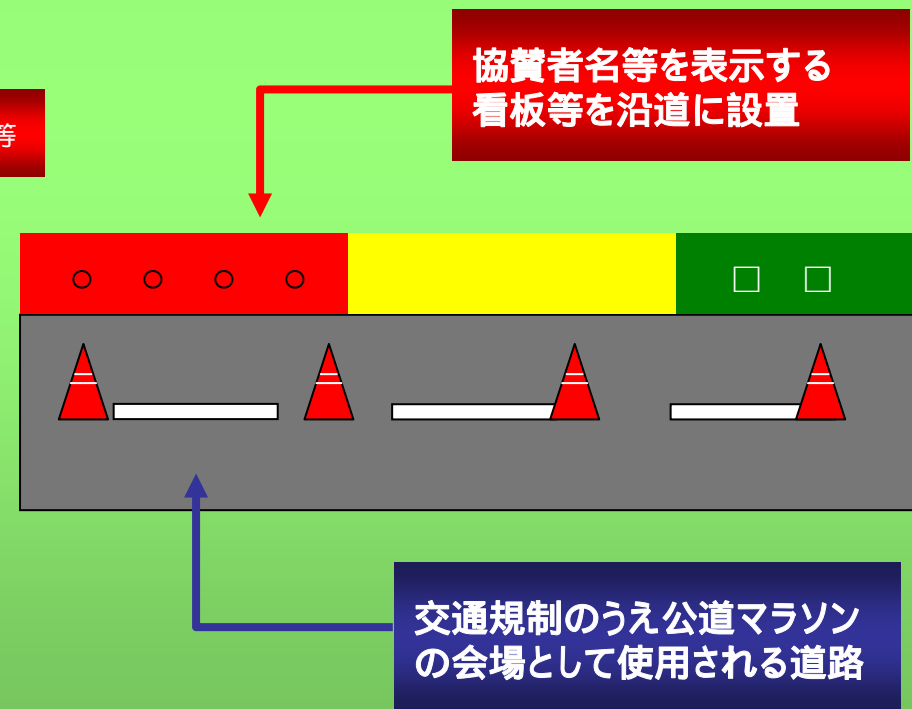
公道マラソンなどの場合の特例

- 地域の活性化等イベントの実施に伴い、交通規制により車両の通行が行われない区間内かつ時間内であって、もっぱら当該イベントの用に供されていることが明らかである場合に協賛者名等を表示する看板等を設置する形態



協賛者名等を表示する看板等

世界陸上大阪大会 公道マラソンの例
© OSAKA2007 LOC



世界陸上バナー



バナー要望事例



市役所への掲出要望
「光のルネッサンス」

